

# 奈良県税過誤納金還付請求権譲渡通知書

令和 年 月 日

奈良県 税事務所長 殿

稅事務所長 殿

譲渡人（納稅義務者又は特別徵収義務者）  
住所（所在地）

捨印

氏名(名称及び代表者)

印

電話番号 ( )

私(当社)が有する下記の過誤納金(還付金)の還付請求権は、令和 年 月 日  
に次の譲受人へ譲渡したので通知する。

なお、この通知書の有効期限は、この通知書が貴職に受理された日から起算して6月を経過する日までとする。

讓受人

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者)

電話番号 ( )

記

課税年度	年度課税	過誤納金 (還付金) の発生年 月日及び 発生事由	令和	年	月	日
税目						
実績・種別・期別						

譲受人の過誤納金（還付金）振込先口座（口座振込により受領される場合）

(ゆうちょ銀行は他行からの振込用の店名・口座番号を記入してください。)

注意事項

- 1 謙渡人又は謙受人が法人の場合は、代表者名も必ず記入してください。

2 謙渡人の印鑑は、印鑑登録印（実印、法人の場合は代表者印）を使用し、発行から6ヶ月以内の印鑑登録証明書（写し可）を添付してください。なお、謙渡人が通知書を直接県税事務所に持参して提出する場合は、前記に代えて自署のうえ、認印の押印でも構いません。この場合は、提出時に本人確認ができる運転免許証等の呈示が必要です。

3 謙渡人の住所を変更されている場合は、住民票等（写し可）の住所変更を確認できる書類が必要です。

4 この通知書は、過誤納金（還付金）の発生年月日の属する月の翌月5日（県税事務所が閉庁日の場合は、翌閉庁日）までに提出（郵送の場合は必着）してください。この日を過ぎて提出（送達）された場合は受理できません。

5 この通知書を提出された場合であっても、謙渡人に、有効に謙渡がなされた時以前の徴収金に未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により当該未納の徴収金に充当し、過誤納金（還付金）額が変わる場合や謙受人に還付されない場合があります。また、有効に謙渡がなされた時に謙受人の徴収金に未納がある場合は、当該未納の徴収金に充当することができます。

6 この通知書により紛争が生じた場合は、謙渡人と謙受人の間で解決するものとし、奈良県には何らの負担をかけないものとします。

7 奈良県は必要と認める場合は、この通知書に係る過誤納金（還付金）の還付請求権の謙渡・謙受の内容に関して調査し、内容に疑義がある場合はこの通知書の受理を取り消し、謙渡人に返還します。

8 この通知書を受理した日から起算して6月を経過した場合は、この通知書は無効とします。

提出者	<input type="checkbox"/> 譲渡人	<input type="checkbox"/> 譲受人	<input type="checkbox"/> 代理人（氏名） _____	
	譲渡人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 住基カード
		<input type="checkbox"/> その他の身分証明書等（ _____）		<input type="checkbox"/> 健康保険証